



国立大学法人 豊橋技術科学大学報道発表資料

平成31年3月27日

豊橋技術科学大学職員の懲戒処分について

本法人職員による懲戒処分を以下のとおり行いましたので、公表します。

国立大学法人豊橋技術科学大学長 大西 隆

記

1. 処分年月日：平成31年3月25日

2. 処分内容

(1)被処分者：大学院工学研究科准教授

(2)処分の内容：減給（平均賃金（日額）の半額）

3. 処分対象事案の概要

被処分者は、外部の研究助成機関へ提出するための、公表を前提とした報告書において、研究の進捗が遅延した理由を、他者により研究妨害を受けたためであるとし、妨害したとされる個人名を記載して、学長の承認を得ようとした。

しかしながら、このような妨害の事実は学内調査においても確認できず、虚偽であると判断するものである。

報告書が公表されれば、妨害したとされる者はもとより、本法人の名誉を不当に毀損し、その信用を著しく失墜させることになったことから、本行為は本学の職員就業規則に定める誠実義務及び職員の遵守事項に違反するものである。

よって、教育者、研究者としての適切さを著しく欠く行為を行ったとして処分を実施した。

問い合わせ：

総務課 総務課長 森田一司

TEL: 0532-44-6501

広報担当：

総務課広報係 前田

TEL: 0532-44-6506 FAX: 0532-44-6509

E-mail: kouho@office.tut.ac.jp